

奈良市議会常任委員会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市議会委員会条例（昭和49年奈良市条例第52号）第19条第3項の規定に基づき、議会の常任委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の傍聴人の定員は、各委員会20人とする。ただし、各委員会の委員長が特に認めた場合は、この限りでない。

(傍聴の手續)

第3条 委員会を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。）は、委員会開会予定時刻の30分前から15分前まで（第3項に規定する場合においては、定員に達するまで）の間に所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴しようとする者の数が定員を超えた場合は、これらの者のうちから抽選の方法により傍聴人を決定し、傍聴券を交付する。

3 傍聴しようとする者の数が定員を超えない場合は、受付順に傍聴人とし、傍聴券を交付する。

(傍聴券)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、当該交付を受けた日に限り、一般席において委員会を傍聴することができる。

2 傍聴券の交付を受けた者は、委員会の傍聴を終え退場するときは、傍聴券を返還しなければならない。

(準用規定)

第5条 奈良市議会傍聴規則（昭和49年奈良市議会規則第2号）第7条から第12条までの規定は、委員会の傍聴について準用する。この場合において、第7条第2項、第8条第4号、第9条及び第12条中「議長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。